

## 生活困窮家庭等日常生活緊急援助事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人越前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する越前市自立相談支援センター「くらしごとさぼーと」（以下「くらすぼ」という。）での相談者で生活に困窮し食事等の日常生活に著しく支障をきたしている者に対し、地域の公益的取組として、公的支援が行われるまでの間に必要な物資を無償で提供するために必要な事項を定めるものとする。

### (援助の対象)

第2条 この要綱による援助の対象（以下「援助対象者」という。）は、くらすぼの相談者（越前市福祉事務所等他の機関の相談者で当該機関とくらすぼが連携して支援するものを含む。）で、生活保護制度、生活福祉資金貸付制度等の公的制度に基づく支援が決定・実施されるまでの間において、生活に困窮し日々の食事等の日常生活に著しく支障をきたしている者とする。

### (物資の範囲等)

第3条 本会が提供する物資は、次に掲げるもののうち援助対象者の生活状況に応じて緊急に必要なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 日用品

2 本会が提供する物資の量は、前条の公的制度に基づく支援が決定・実施されるまでの間において援助対象者の世帯の人数・年齢構成等に応じて日常生活の維持に最低限必要な量とする。

### (物資の確保)

第4条 この事業に必要な物資は、市民等からの寄付によるほか、出来る限り安価で購入して確保するものとする。

2 前号の購入にあたっては、株式会社平和堂 アルプラザ武生店の協力を得るものとする。

### (物資の手渡し)

第5条 この要綱による援助は、本会の職員が援助対象者へ直接に手渡して行うものとする。

2 前項の手渡しの際には、援助対象者に物資の管理の徹底等について文書で誓約をさせるものとする。

### (秘密の保持)

第6条 職員は、業務上知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。